

平成28年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成28年6月17日 金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口一	信
3番	三岳	昇
4番	久保田和	惠
5番	毛利喜	信
6番	堀田一	徳
7番	堀池	浩
8番	波戸勇	則
9番	小谷龍一	郎
10番	高以良	壽人
11番	小田成	実
12番	福田	徹
13番	村井達	己
14番	初手安	幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	小	林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口	文	夫
副町長	山	口	誠	実
教育長	古	賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課長	大	川	豊	文
地域政策課長	野	上	英	了
税務課長	川	内	和	哉
健康推進課長	成	富	浩	樹
会計課長	山	中	美由	紀
住民福祉課長	荒	木	俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本	茂	法
建設課長	廣	田	洋	一
ダム対策室長	福	田	多	肥
水道課長	太	田	啓	寛
教育次長	吉	永	文	典
行政係長	中	原	敬	介

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 2 号 専決処分の承認（平成 27 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回））
- 第 6 承認第 3 号 専決処分の承認（平成 27 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回））
- 第 7 承認第 4 号 専決処分の承認（平成 27 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回））
- 第 8 承認第 5 号 専決処分の承認（平成 27 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回））
- 第 9 承認第 6 号 専決処分の承認（平成 27 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回））
- 第 10 承認第 7 号 専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 11 承認第 8 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 12 報告第 1 号 平成 27 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 13 報告第 2 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 14 議案第 26 号 平成 28 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）
- 第 15 議案第 27 号 平成 28 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 16 議案第 28 号 財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成28年6月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、山口隆議員及び田口一信議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から6月19日までの3日間とし、特に、休日の19日に会議を開くことを含め決定したいと思いますが、これに異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月19日までの3日間と決定をいたしました。

なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

(1 0 : 0 1)

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る、4月8日東彼杵郡町村議会議長会総会が東彼杵町で開催され、平成28年度の予算及び、事業計画を決定をいたしました。主に県町村議会議長会主催の研修会等への参加、郡内全議員による研修会等の開催を実施することを確認しております。

次に、5月23日に長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会の合同総会が長崎で開催されました。それぞれの会において議事に関する事項の承認、決定と長崎新幹線・鉄道利用促進協議会では、平成28年3月29日九州新幹線（西九州ルート）の開業の在り方に関わる合意に基づき、平成34年度までの開業に向けて着

実に整備を進め、合意事項の確実な実現を図る事など4項目の要望、決議を行っております。

次に5月28日、平成28年度長崎県西九州自動車建設促進期成会総会が、「県北に夢と力を！西九州」をスローガンに平戸市で開催をされました。議事に関する事項の承認・決定の後、伊万里松浦道路、松浦佐々道路の整備促進、佐々ICから武雄南IC間の4車線化など、3項目の要望、決議を行っております。

その他お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が3月実施分、4月実施分、5月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読願います。

また、本定例会までに受理した陳情1件については、配布にとどめ、すでに配布済みであります。ご了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

(10:04)

議 _____ **長** 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町 _____ **長** 皆様おはようございます。本日ここに、平成28年川棚町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席をいただき定刻開会を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは行政報告を1件させていただきます。平成28年、熊本地震に係る職員の災害派遣についてでございます。この度の熊本地震災害におきまして、多くの熊本県民が亡くなられた事に対しまして、心からご冥福をお祈りいたしますと共に、被害に遭われた方々に対しまして、お見舞いを申し上げる次第でございます。今、国を始め、全国各地から支援の手が差し伸べられておりますが一日も早い復旧、復興を願っているところでございます。

そこで、この熊本地震に対する本町のこれまでの対応と現状について報告をさせていただきます。地震発生直後の4月15日、日本水道協会九州地区支部からの給水車派遣要請がありましたので、緊急に課長会議を開催し、給水車及び職員の派遣体制を整え、4月18日から被害がもっとも大きかったと言われる益城町に派遣をしたところでございます。2トンダンプに1.5トンの給水タンクを搭載し、益城町のグランメッセ熊本の駐車場で避難者へ

の給水支援を開始しております。給水タンクへの補給は数キロ離れた益城町水道センターで補給し、グランメッセ熊本へ戻って給水する事の繰り返りで、1日最大5回の補給を行ったところであります。この頃、益城町町内では1万1000戸の断水世帯があったとの事であり、給水支援活動は余震が続く中、午前8時から午後8時まで行っており大変苦労したようでありませす。給水支援期間は4月18日から5月4日までで、5月5日に北九州市の職員に引き継ぎ、給水支援活動を終えたところであります。この間水道課の職員を始め、延べ8人の職員が給水支援活動に関わっております。

次に避難所の運営や物資の仕分けなどの事務的支援要請が、阿蘇市から長崎県に対して30名の要請が行われ、それを受けて県から本町に対し、職員1名の派遣依頼がありましたので、支援体制が整っていない中ではありましたが緊急に1名を決定し、4月20日から1週間阿蘇市に派遣をいたしております。阿蘇市では阿蘇西小学校避難所に派遣され、主な業務は支援物資の搬入、仕分け、提供、避難所の清掃、衛生管理等でありまして、支援物資では運搬されてくる時間や量が不規則であり、24時間体制で作業を行ったようであります。この時点で避難所ではノロウィルスの感染者が発生しており、感染拡大に注意を払う必要がありましたが、保健師や災害派遣医療チームも到着しておらず、避難者に対して手洗いの徹底を呼びかける事も行ったようであります。そして衛生面では特に、トイレの掃除が大変だったようで、水道が復旧していないためトイレ内に大きな水桶を設置し、使用後はバケツで水を汲んで直接便器に水を流す必要があったようで、特に高齢者が多かったため、床に水を零されたり、その都度その水を拭き取ったり、便器外の汚物を掃除したり、自力で用が足せない方のお手伝いをするなど、衛生面には特に気をつけて支援活動を行ったようであります。

また事務的支援で罹災証明書発行事務に従事する職員について、宇土市に1名、5月25日から5月31日まで派遣を行っております。地震発生から1ヶ月を経過している事から、1日の受付件数は多い時で90件、少ない時で40件であり、一次調査の判定に異議を申している方もおられましたので、二次調査の受付窓口の補助も行ったようであります。受付窓口では被災の程度で支援を受けられる内容が変わる事から、多くの被災者から二次調査の申し出があったとの報告を受けております。

次に被災者の健康相談、健康チェックと避難所の衛生対策として県から要請を受け、宇城市に5月19日から25日まで保健師を1名派遣をいたしております。保健師の活動内容としては、市内7か所の避難所のうち3か所を担当し、巡回しながら避難者カードを作成するための聞き取りを行ったり、健康状態の確認作業を担当したようであります。避難所内ではインフルエンザやノロウイルスが発生したり、シラミや水痘の発生もあったようであり、支援職員等が感染しないよう特に注意を払う必要があったようであります。避難所では、昼間は避難者が少なく巡回してもお会いできない方が多いため、避難者が多くなる夕方から夜間にかけて聞き取りを行ったようであります。

派遣職員のそれぞれの感想では、川棚町で大規模な災害が発生した場合、どのような対応をしてよいのか、不安を感じたとの事であり、日頃から防災意識をもって災害に備える事が必要であることの認識を深めた面を報告を受けております。今回派遣した職員は、派遣に躊躇する事なく自ら進んで協力してくれた事を、非常に心強く心から感謝をしているところであります。また今後も復旧事業等に対する支援要請があれば、出来る限り対応をしていきたいと、このように考えているところであります。以上、行政報告とさせていただきます。

次に本定例会での行政からの提出議案であります。平成27年度各会計補正予算の専決処分の承認5件、条例の一部を改正する条例の専決処分の承認2件、平成28年度各会計補正予算2件、その他3件であります。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますのでご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

(10:13)

議 長 これで行政報告を終わります。

議 長 次に、日程第5、承認第2号「専決処分の承認（平成27年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第2号専決処分の承認「平成27年川棚町一般会計補正予算（第5回）」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回専決処分をいたしました、「平成27年川棚町一般会計補正予算（第

5回)」の内容であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6080万9000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を59億3870万8000円にしたものであります。繰越明許費につきましては、今回新たに戸籍住民基本台帳費他4件を繰り越しており、その内容は第2表繰越明許費補正といたしております。この補正予算につきましては、平成27年度の年度内に議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し議会を召集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付、専決処分第2号におきまして補正を行ったものであります。そこでこの専決処分につきましては、同条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるとしてあります。詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますのでご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは内容について説明します。3枚目をお開き下さい。

今回の補正予算の鑑になります「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」として第1条第1項において補正後の予算の総額を規定し、同じく第2項においてその補正の款項の区分、金額等について1ページから3ページの第1表歳入歳出補正予算によると規定をしております。次に第2条においては繰越明許費は4ページの第2表による旨、そして第3条において地方債の補正は5ページの第3表による旨を規定しております。それでは第2表の繰越明許費補正と第3表の地方債補正は後ほどご説明させていただきますという事でご了解願いまして、事項別明細の歳出からご説明いたします。なお、今回の補正予算は3月末時点において決算を見込んだ上での不用額を減額したものや、補助事業等の事業費決定に合わせた増減が多くを示しております。そうした決算見込みに合わせた減額調整あるいは些細な増額などにつきましては簡略に説明させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

それでは事項別明細書の歳出からご説明いたします。49ページ、50ページをお開き下さい。

第2款総務費でございます。第2款1項1目一般管理費、2目秘書広報費につきましては財源内訳の補正でございます。これが権限移譲交付金が今回

歳入で補正しておりますので、関係事業に充当したものであります。次に6目企画費でございます。一般企画費40万の減、これは町づくり団体補助金、これの実績に合わせて減を行ったものであります。7目情報通信基盤整備事業費これも財源内訳の補正であります。歳入の光ブロードバンド関係の負担金使用料、移転補償などが歳入として上がったものであります。9目地域づくり事業費でございます。説明欄に3つの事業を掲げております。これにつきましては3月定例会の第4回補正において追加を行ったものではありませんが、事業加速化交付金として事業不採択になっておりますので、すべて今回減額を行ったものであります。総額で884万5000円でありまして、歳入の13款国庫支出金においても同額を減としております。次に11目諸費であります。これも財源内訳の補正でございます。13目財政調整基金費であります。説明欄の減債基金費340万の減としております。これも実績に合わせておりますが、減理由は歳入の折にご説明をいたします。2項徴税费1目税務総務費であります。税務総務費の職員手当等の減を行っております。次のページをお開きください。2目賦課徴収費であります。賦課徴収費委託料を実績に合わせて160万円減額をしております。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。3款1項1目社会福祉総務費であります。こちら全て実績に見合わせた増減、増額と追加を行っております。その中で4地域福祉基金費としております。これが25節積立金の追加4万円でございます。これは寄附金において地域福祉基金を指定した寄附がありましたので、同額を積み立てたものであります。そして14介護保険事業費、これは28節繰出金の減であります。これは特別会計補正予算に伴う繰出金の減であります。続きまして2目障害者福祉費であります。こちらは全て実績に見合わせた減額となっております。続きまして3目老人福祉費であります。こちらでも実績に合わせております。内容としましては養護老人ホーム入所措置費の委託料であります。次に5目国民年金事務費、これは財源内訳の補正でございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費であります。説明欄にありますように放課後児童健全育成事業、子ども子育て支援事業、次のページにもありますが委託料として66万5000円、19節負担金、補助及び交付金として678万5000円の減を行っております。次のページ、55ページに

なります。2目児童措置費であります。保育所運営費の257万円を増としております。これは保育士の処遇改善加算措置等がありまして、その分増額としているものであります。次のページをお願いします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費そして2目の予防費、4目の健康増進費、これはいずれも実績に見合わせた減であります。健康教育費につきましては、しおさいの湯健康いきいき利用券の減であります。5目環境衛生費、これは財源内訳の補正であります。権限委譲あるいは県補助金の補正を充当したものであります。次のページをお願いします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費であります。こちら説明欄にありますが、これも全て実績に見合わせた減を行ったものであります。次の4目畜産業費、これも2つの事業につきまして実績に見合わせて減額を行っております。次に2項1目林業総務費、これは財源内訳の補正であります。3目緑化推進費、これも実績に見合わせて需用費の減を行ったものであります。次のページをお願いします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費、これは財源内訳の補正であります。2目商工業振興費、これも実績に見合わせた減を行ったものであります。3目観光費であります。この590万の減につきましては、観光施設事業特別会計の補正に伴う減であります。次のページをお願いします。

8款土木費であります。これはいずれも財源内訳の補正でありまして、町債の確定によりまして地方債の欄を減額としているものであります。次のページをお願いします。

9款消防費であります。まず、1項1目常備消防費、これにつきましては財源内訳の減であります。これも町債の額が確定しまして減を行ったものであります。次に2目非常備消防費これにつきましては実績に見合わせて70万の需用費の減を行ったものであります。次のページをお願いします。

10款教育費であります。1項2目事務局費説明欄にあります事務局費、5万円の積立金の追加であります。これは寄附者から使途の指定がありまして、奨学金貸付基金に積み立てを行ったものであります。5項1目社会教育総務費説明欄の人づくり、文化スポーツ振興費でございますが、これも寄附による指定がございまして、人づくり、文化スポーツ振興基金へ積み立てを行ったものでございます。次のページをお願いします。

1 1 款災害復旧費であります。1 項 1 目農地農業施設災害復旧費でございますが、これも財源内訳の補正で国庫支出金と地方債、この額が確定をいたしましたのでその分減額を行ったものであります。次のページをお願いします。

1 4 款予備費であります。予備費につきましては歳入歳出見合いによる調整を行ったものであります。この後の 7 3 ページ、7 4 ページにつきましては給与費明細をお付けをしております。

それでは歳入についてご説明をいたします。ページは 9 ページをお開き願います。歳入の 1 款町税であります。1 項 2 目法人住民税の均等割分で 8 7 万円の減、税割分で 9 7 7 万円の増を行っております。次のページをお願いします。

2 款地方譲与税でございます。この 1 1 ページの 2 款地方譲与税から 2 5 ページの 1 0 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3 月に入ってから決定額が示された譲与税、交付金について一律に決定通りの補正を行ったものでございます。いずれも特定財源ではない一般財源でありまして、補正との関連もありませんので、これらにつきましては補正額をそれぞれご確認いただくという事で、説明は省略という事で、ご了解を願いたいと思えます。それでは 2 7 ページ 1 1 款をお開き下さい。

2 7 ページ 1 1 款分担金及び負担金であります。1 項 1 目民生費負担金であります。これにつきましてはいずれも歳入の実績に合わせて減を行ったものであります。次の 4 目総務費負担金につきまして、これにつきましては光ブロードバンド整備工事負担金、これも歳入の実績に合わせて追加を行ったものであります。次のページをお開きください。

1 2 款使用料及び手数料であります。1 項 1 目総務使用料の説明欄の駅前駐車場使用料、そして次の光ブロードバンド基盤使用料がありますが、これも歳入の実績見込みに合わせた増額を行ったものでございます。次のページをお願いします。

1 3 款国庫支出金でございます。1 3 款国庫支出金につきましては、歳出の事業実績によりその交付決定、確定があったものについて、それぞれ補正を行ったものであります。これにつきましては記載の通りでありますので個々の説明は省略とさせていただきます。次に移ります。3 3 ページをお願いいたします。

14款県支出金でございます。これにつきましても国庫支出金と同様にそれぞれの歳出事業実績により、交付決定又は確定があったものについて、それぞれ補正を行っております。33ページから38ページまで記載の通りでありますので、個々の説明は省略という事でご了解をいただきますようお願いいたします。それでは39ページに移ります。

15款財産収入であります。1項2目利子及び配当金説明欄の減債基金利子でございます。先程歳出の積立金の折に申し上げましたが、まずはこの利子につきまして3月定例会一般会計補正予算第4回におきまして、978万7000円の増を行っておりますが、これにつきましては減債基金利子の二重計上がありまして、正しくは638万7000円の実績になりますので、その分減を行ったものであります。次のページをお開き願います。

16款寄附金であります。この寄附金が1項1目一般寄附金、2目民生費寄附金、3目教育費寄附金、これはいずれも寄附の実績に見合わせた追加増額であります。それぞれ寄附者の指定にしたがいまして一般寄附、地域福祉基金、教育費寄附というふうに振り分けを行っております。次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。2項5目財政調整基金繰入金であります。今回8485万8000円の減を行っております。これは3月末時点において、決算剰余金を見込みましたところ全額解消が可能である。いわゆる基金の取り崩しが不要であるという事が判断されましたので、当初予定しておりました財政調整基金繰入金を全て減額を行ったものでございます。次に8目中山間ふるさと農村活性化基金繰入金でございます。これは3月のふるさと感謝祭の事業費にあてる繰入金でありまして、事業が完了し不用額が生じたので減額を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。

19款諸収入でございます。4項4目過年度収入でございます。過年度収入308万3000円これは主に農地災害復旧事業補助金の過年度分の歳入の実績に合わせたものでございます。そして5目雑入、これは4つの事業全て歳入の実績に合わせて増減を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。

20款町債でございます。1項4目土木債、5目消防債、6目災害復旧債、これはいずれもそれぞれの事業完了に伴い借入額が確定をいたしましたの

で、その実績に合わせて減額を行ったものでございます。総額で1160万円の減額、最終の借入総額が4億3170万円としたものでございます。以上で歳入についての説明を終わります。

次に第3表地方債補正についての説明をします。5ページをお願いいたします。第3表地方債補正であります。今回変更を行っております、先程ご説明いたしました歳入の20款町債に対応するものでございます。補正後の総額が4億3170万円とするものでございます。個々の金額につきましては説明を省略とさせていただきます。

それでは次に第2表繰越明許費補正についてご説明します。4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正これは翌年度に繰り越しして使用する経費についてご説明いたします。まず追加であります。上の表になります。繰越明許費につきましては3月定例会第4回補正において4つの事業繰越についてご決定をいただいておりますが、その後、表に掲げた5つの事業繰越について追加を行ったものであります。金額については記載の通りという事で、具体的な事業について上から順にご説明をいたします。まず戸籍住民基本台帳費につきましては、こちら個人番号カードいわゆるマイナンバーカード関連事務の事業繰越でございます。2つ目の保育所運営事業費につきましては、民間保育所の施設整備補助の繰り越しでございます。3つ目の漁村再生交付金事業費、こちらは三越漁港整備工事の繰り越しでございます。4つ目の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、町道東臨港線並びに上組西部線歩道設置工事の繰り越しであります。最後の補助災害復旧費につきましては、こちらは新谷郷の深谷地区道路災害復旧工事の繰り越しでございます。以上5つの事業について2億3742万3000円の追加を行っております。次に変更でございます。下の表であります、こちらは3月定例会第4回の補正においてご決定いただいた4つの事業繰越の内、歳出においてご説明しましたが表に掲げた3つの事業が不採択となりましたので、変更後の金額を全て0としたものであります。以上が専決処分を行った平成27年度一般会計補正予算第5回の内容でございます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 1 2 番福田です。ページで 5 1、5 2 ページの賦課徴収費の 1 6 0 万の減額ですけれど、歳入の方では町税の歳入では増額になっておりますので、委託料の減額になった理由、内容をお聞きしたいと思います。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 この分につきましては、地籍図の異動修正にかかる委託料が減額になっているという事で減額補正をしております。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 1 番山口ですが、5 0 ページの分で、いわゆるここの地域づくり事業費、これはまち・ひと・しごと創生事業にかかるんだらうと思います。加速型の事業の交付金ですね。これが全て不採択という事で今後採択にならなければ事業ができないわけですが、こういう事ふまれば今後まち・ひと・しごと創生事業、これに関わる分をどういうふうな考え方で進めていくのか。その考え方についてお尋ねしたいと思います。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 山口議員のご質問にお答えします。これまでの国や県とのやり取りの中で、本町の総合戦略に掲載した事業につきましては、先駆性や官民連携そのものが不十分であるという事から、交付金の対象にする事が非常に難しいというふうな状況でございます。しかしながら総合戦略に掲載しました事業につきましては、人口ビジョンの将来人口目標を達成するために必要な事業である事でございますから、交付金の対象とはならないが、引き続き実施について検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。現在、3 6 事業が掲載されているわけですが、その内の 2 6 事業が実施予定という事で実施しているものもあれば、今から進めるものもございます。

また国の総合戦略につきましては、毎年度見直す事になります。ですので、国と県との総合戦略を勘案して策定されている本町の総合戦略も見直す必要がある事から、以後見直すにあたりましては先駆性や官民連携など、交付金を意識して見直しを行っていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 他にございませんか。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 38、40ページの減債基金利子が二重計上してあったという事ですけど、これは単純なミスだったのでしようけれど再発防止といたしますか、そういった事がちゃんと今後されるような事になっているのかを確認したいと思います。

それから先程山口議員の分ですけど、31、32ページの分で国庫補助金の分で884万5000円の減額ですが、歳出の方で言いますと49ページ、地域づくり事業費補正額の財源内訳の分で国県支出金のところが919万1000円。これと一緒にいっていきましょうか。お尋ねします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 質問の順番と前後しますが、財源内訳についてご説明いたします。福田議員のご質問にありました49ページの財源内訳919万1000円と、歳入における32ページの地方創生加速化交付金884万5000円の減、これは相違しているというご指摘でございますけれども、この9目地域づくり事業費につきましては、地域おこし協力隊関係事業費もこの目内で組んでおりまして、それにつきましては今回歳出の補正はあっておりませんが36ページの歳入、こちらの地域づくり補助金、地域おこし協力隊設置補助金こちらの歳入の減が生じておりまして、合わせて財源内訳として減を行ったので919万1000円となるものであります。以上でございます。

議 長 会計課長。

会 計 課 長 先程福田議員のご質問にありましたが、この減債基金利子につきましては単純に二重計上していたというところでございます、深く反省をいたしております。今後はきちんと金額を確認しまして、あと企画財政課の方とも連携しながら、きちんと誤りがないように努めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 先程質疑もあっておりましたが、総務費の中の地域づくり事業費の減額に関連してですが、私は後日の一般質問でこの地域づくり事業の中の小さなハローワーク事業などは、加速化交付金がなくても単独でもやるべきではないかというような考えを示そうと思っておりますので、それとの関連で討論をしておきますが、27年度の専決補正につきましては27年度予算で加速化交付金を前提に事業が計上されておいて、しかもそれを28年度に繰り越すという形になっておりましたので既に27年度は終わっている。そして加速化交付金が付かなかったという事で減額及び繰り越しを消すというのは、事務処理として当然すべきことであるという意味で賛成するという事でございます。

議 長 次に反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号「専決処分の承認（平成27年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分の承認（平成27年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」は、承認する事に決定をいたしました。

(10 : 45)

議 長 次に日程第6、承認第3号「専決処分の承認（平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回））」を議題といたし

ます。本件についての説明を求めます。町長。

町長 承認第3号「専決処分の承認（平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回））」について、提案理由を説明いたします。

平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3175万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6244万1000円にしたものであります。なお補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして事項別明細書で説明いたします。歳出から説明いたしますので16ページ17ページをお開き下さい。

1款総務費2項3目収納特別対策事業費につきましては、歳入における県の特別調整交付金の額の決定によりまして財源区分を調整するものであります。補正額の増減はございません。同じく5項1目医療費適正化特別対策事業費につきましても、歳入における県の特別調整交付金の額の決定により財源区分を調整するものであります。次のページをお願いします。

2款保険給付費1項療養諸費、同じく2項高額療養費、同じく5項葬祭諸費につきましては、平成27年度保険給付費の額の確定によりまして保険給付費を説明記載欄の通りそれぞれ減額補正をしたものであります。次のページをお願いします。

3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金については、歳入における国、県の負担分の額の決定により財源区分を調整したものであります。補正額の増減はございません。次のページをお願いします。

7款介護給付金1項1目介護納付金につきましても、先程の説明と同じく歳入における国、県の負担分の額の決定によりまして財源区分を調整したも

のであります。次のページをお願いします。24ページ、25ページになります。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費につきましては、事業費確定によりまして減額補正をしたものであります。同じく2項1目疾病予防費につきましても、事業費確定により減額補正をしたものであります。同じく2目保健事業特別対策事業費につきましては、歳入における県の特別調整交付金の額の決定によりまして財源区分を調整したものであります。26ページ27ページをお願いいたします。

12款予備費1項1目予備費は歳入歳出の見合いによるものであります。次に歳入を説明いたします。6ページ7ページをお願いします。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税、同じく2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込み額に基づき補正をしたものであります。次のページ、8ページ9ページをお願いします。

3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金及び3目特定健康診査等負担金は、国の交付額の決定によりまして増額補正をするものであります。同じく2項1目財政調整交付金は、国からの交付決定により増額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。10ページ11ページになります。

4款県支出金1項2目特定健康診査等負担金につきましては、県の交付額の決定により増額補正をするものであります。同じく2項1目財政調整交付金につきましても、県の交付決定に基づき増額補正をするものであります。次のページをお願いします。

5款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金は、退職者医療にかかる療養給付費交付金であります。支払基金からの交付決定額に基づき減額補正をするものであります。次のページをお願いします。14、15ページになります。

11款諸収入1項1目一般被保険者滞納金及び2目退職被保険者滞納金は、決算見込み額より補正したもので、3項雑入4目一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金は、過年度分の個人及び医療機関からの過誤等による返納金を決算見込み額により補正したものであります。以上で説明を終わり

ますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

議 **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 最後に説明がありました14ページ15ページの中の一般被保険者返納金、この額がいつもより200万という大きな額ですので、経緯を説明していただきたいと思います。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 先程の福田議員からのご質問ですけれども、一般被保険者返納金の額が多額であると、例年よりも多額であるという事だったんですけども、この部分は郡内にあります医療機関が九州厚生局による個別指導によりまして返還金が発生しております。その中に本町の被保険者の方もおられまして、4名の方で58件分この額が大部分を占めているという状況であります。以上です。

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号「専決処分の承認（平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認する事に異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分の承認（平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3

回))」は、承認することに決定をいたしました。

ここでしばらく、休憩をいたします。

(1 0 : 5 6)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日程第7、承認第4号「専決処分の承認（平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算（第3回））」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第4号「専決処分の承認（平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」について提案理由をご説明いたします。

平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕はありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5911万円としたものであります。なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして事項別明細書で説明いたします。歳入からご説明いたしますので6ページ7ページをお開き下さい。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、保険料収入見込額により減額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

5款諸収入3項2目雑入につきましては、長寿健康増進事業、これは健康まつり分になりますけれども、この事業に対する特別対策補助金の額の決定により補正したものであります。次に歳出を説明いたします。10ページ11ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、先程歳入でご説明いたしました特別対策補助金にかかる事務費等を補正したものであります。次のページをお開き下さい。1 2 ページ 1 3 ページになります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入、1 款保険料でご説明いたしました保険料の収入見込み額の減額に伴い、広域連合への納付金額を減額補正したものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第 4 号「専決処分の承認（平成 2 7 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号「専決処分の承認（平成 2 7 年度川棚町後期高齢者特別会計補正予算（第 3 回））」は、承認する事に決定をいたしました。

議 長 次に日程第 8、承認第 5 号「専決処分の承認（平成 2 7 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回））」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第 5 号「専決処分の承認（平成 2 7 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回））」について提案理由をご説明いたします。

平成 2 7 年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る 3 月 3 1 日付で地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 万 4 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 5 5 1 万 8 0 0 0 円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので 1 4、1 5 ページをお開き下さい。

2 款保険給付費における 1 項 1 目介護サービス等諸費、2 目介護予防サービス等諸費、3 目その他諸費、5 目高額医療合算介護サービス等費につきましては、平成 2 7 年度の保険給付費の支出額が固まりましたので説明欄記載のとおり給付費等をそれぞれ減額補正したものであります。次のページをお開き下さい。

4 款地域支援事業等費 1 項 1 目介護予防事業費及び 2 目包括的支援事業・任意事業費につきましては、財源区分の補正であり額の増減はございません。次のページをお開きください。

8 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をしたものであります。なお、この予備費につきましては、2 8 年度において国、県などに清算、返還する事となる財源分も含んでおります。次に歳入をご説明いたします。6 ページ 7 ページをお開きください。

3 款国庫支出金 2 項 1 目調整交付金及び 2 目地域支援事業交付金につきましては、交付金額の決定に伴う補正であります。次のページをお願いします。

4 款支払基金交付金 1 項 2 目地域支援事業支援交付金につきましては、先程の説明と同じく、交付金額の決定に伴う補正であります。次のページをお願いします。10 ページ 11 ページになります。

5 款県支出金 2 項 1 目地域支援事業交付金につきましても、先程の説明と同じく交付金額の決定に伴う補正であります。次のページをお願いします。

8 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては、平成 27 年度保険給付費支出額の確定によりまして町の給付費の負担分が固まりました。一般会計からの繰入不用額が生じてまいりましたので、その額を減額補正したものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 お尋ねします。14、15 ページでお尋ねしますが、介護サービス等の諸費と介護予防サービス等の諸費が全てにおいて大きく減額されておりますが、利用者の方達が利用を控えられたという事でしょうか。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。2 款の保険給付金において説明欄の中における様々なサービス費がございますが、その額が大きく減額されていると、そういった中で認定者のサービスが抑えられているんじゃないかとの質問ですけれども、認定者数等につきましては若干ではありますけれども増加をしております。ここにおける減額につきましては例えばですけれども、2 款 1 項 1 目の説明欄の中の居宅介護サービス給付費 560 万を減額しております。ここに書いてあります居宅介護サービス費といいますが、ここでは 1 本で上がっているんですけども実際は細かくサービス費が分かれておりまして、9 から 10 のサービス費、訪問サービス費でありますとか、通常サービス費でありますとか様々なサービス費がございます。この月計が 1 ヶ月平均 3480 万ほどかかりますので、そういった全体額からみると 540 万というのが大きな額ではないという事が言えると思います。給付費につきましては全て足りなくなるような状態にならないように若干余

裕をもって計上をしておりますので、こういった額が上がってきております。全体的に1月に3000万を超えるサービス給付費もございますので、そういった中での500万から400万そういった減額であると、ご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第5号「専決処分の承認（平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認する事に異議ありませんか。

「異議なし」声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分の承認（平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第5回））」は、承認する事に決定をいたしました。

(11:23)

議 _____ **長** 次は、日程第9、承認第6号「専決処分の承認（平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回））」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町長 承認第6号「専決処分の承認（平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回））」について提案理由をご説明いたします。平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、議会において議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付専決処分第6号におきまして補正を行ったものであります。そこで専決処分につきましては同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8510万にしたものであります。詳細につきましては地域政策課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議長 地域政策課長。

地域政策課長 それでは補正予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。事項別明細書でご説明いたしますので10、11ページをお開き下さい。歳出からご説明いたします。

1款観光施設事業費1項2目改良費の説明欄、1大崎公園改良費19万円の減額、2国民宿舎改良費36万の減額、3大崎温泉改良費34万円の減額補正は、15節工事請負費において落札減による執行残を減額するものであります。続きまして12ページ13ページをお開き下さい。

2款公債費1項1目元金につきましては、後程歳入の方でもご説明いたしますが、財源である観光事業収入が500万円増額したため財源内容を組み替えたものであります。14、15ページをお開き下さい。

3款予備費1項1目予備費は歳入歳出の見合いにより減額するものでございます。続きまして歳入をご説明いたします。8、9ページをお開き下さい。

2款雑入1項1目雑入、説明記載欄の1観光事業収入500万円の増額補正につきましては、指定管理者において精算した結果追加の分が生じたため計上したものであります。6、7ページをお開きください。

1款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出で説明しました

90万円の減額に加え、観光事業収入の500万円増額したことから、一般会計から繰入金を590万円減額するものであります。以上で説明は終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ 長 これから質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第6号「専決処分の承認（平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回））」の採決を行います。

お諮ります。本件は承認する事に異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回））」は、承認することに決定をいたしました。

(11:28)

議 _____ 長 次に日程第10、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ 長 承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正

する条例)」について提案理由をご説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が今年3月国会で成立し、3月31日付をもって公布されたところであります。そこでこの法律等の改正に伴いまして川棚町税条例等の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律等が原則平成28年4月1日から施行される事となりましたので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。改正の内容につきましては税務課長が説明いたしますのでよろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 改正条例について説明をいたします。今回の条例改正は条例本体の改正と昨年3月に行いました税条例等の一部を改正する条例の附則の一部を改正する多段改正となっております。改正内容につきましては配布しております資料、川棚町税条例等の改正概要を使って説明をいたします。

まず第1条による改正これは条例本体を改正した条になります。左端の項番1、条例第56条、項番2、条例第59条の改正は法律の改正によって、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構と名称が変更されましたので、それに伴い条文の改正及び整理を行ったものであります。次に項番3は法律の改正に伴い条例の条文に法の号ずれが生じたのでその整理を行い、項番4は津波にかかる防潮堤等の工作物、項番5は太陽光発電設備、項番6は風力発電設備、項番7は水力発電設備、項番8は地熱発電整備、裏面にいきまして項番9はバイオマス発電設備、項番10は都市再生特別措置法に規定する誘導施設を有する家屋及び償却資産、以上の7資産について法律の改正により課税標準額の減額を行う期間が延長されまして、併せてこれまで国が一律定めておりました減額割合を市町村が条例で定める、いわゆるわがまち特例とされましたので、新たに割合を規定したものであります。なお、その割合については参酌すべき標準割合で全て規定しております。次に項番11条例附則第10条の3、第8項は平成20年1月1

日以前から所在する住宅の外壁、窓等を断熱効果のある改修工事として行った場合、翌年の固定資産税額を3分の1とする規定であります。法律の改正により国や地方公共団体から受けた補助金を控除した費用の額が50万円を超える改修工事と既定された為、補助金等の書類の添付を新たに規定した改正であります。

最後に第2条による改正。この改正は昨年3月の条例改正の改正附則の一部を改正した条になります。改正内容といたしましては昨年紙巻きたばこ3級品の税率を段階的に引き上げるための規定を改正附則第5条に新設しましたが、規定に一部不備な個所がありましたので今回整備を行うための改正を行ったものです。

なお、ただいま説明しました改正は全て平成28年4月1日施行です。以上、説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。今課長の説明で項番号のこれは4からだと思
うんですが、一番最後のところに2分の1を参酌して3分の1以上3分の
2以下という表現があるんですけど、ここをちょっと説明いただきたい。

議 _____ **長** 税務課長。

税 務 課 長 2分の1というのは、国が割合として基準としている割合で
ありまして、3分の1から3分の2の間で条例の中で制定するというよう
な意味合いでございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終
わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認する事に異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(1 1 : 3 6)

議 **長** 次に日程第11、承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件について説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について提案理由をご説明いたします。地方税法改正案が平成28年3月29日に国会で可決成立したことを受け、3月31日に地方税法施行令の一部改正が公布、翌4月1日から施行されたところがあります。この事により川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。なお、改正の内容につきましては健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは川棚町国民健康保険税条例の一部を改正いたしました内容についてご説明いたします。まず、制度の改正の概要でございますけれども、新旧対照表の次のページにつけております資料をご覧ください。この資料が改定の概要でございます。一番の大綱の概要をとるところをご覧ください。ただそれだけでは、基礎課税額等にかかる課税限度額について

て、基礎課税額にかかる課税限度額を現行52万から54万に引き上げる。それから2番目としまして後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行の17万円から19万円に引き上げるという事です。それから国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、一つ目として5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の乗ずるべき金額を現行26万から26万5000円に引き上げると、2つ目として2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行47万から48万に引き上げるという改正内容でございます。先程説明いたしました通り国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者にかかる保険税の軽減措置の拡大、この2つが大きな改正点でございます。それでは新旧対照表によりご説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

まず2条の第2項は基礎課税額これは医療分となります。この基礎課税額を規定しているところですが課税限度額を52万から54万に改正するものであります。同条の第3項は後期高齢者支援金と課税額を規定しているところですが、課税限度額を17万から19万に改正するものであります。同条の第4項は改正はありませんけども、ここは介護納付金の課税額を規定しているところですが今回の改定はやっておりません。合計で85万が89万に改正される事となります。

第23条につきましては国民健康保険税については減額について規定をしております。第1項の改定につきましては、第2条でご説明いたしました限度額の改正に伴うものであります。第2号の改正につきましては5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を26万から26万5000円に引き上げるもので、第3号の改正は2割軽減対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を47万から48万に引き上げるもので、第2号、第3号はいずれも低所得者に対する軽減を拡大する基準額の見直しを計るものであります。改正文の附則をご覧ください。

附則の第1条はこの条例は施行期日について平成28年4月1日から施行するものとしております。第2条は適応区分として平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適応し、平成27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。以上で説明を終わります

が、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 お尋ねします。この上限額に対象となる人達は、本町に何人ぐらいいらっしゃるのかという事と、それから介護納付金の課税額が据え置かれた理由はなんだとお考えになりますか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 限度額を超える世帯の数という事で医療、支援、介護、それぞれで超える世帯数が変わってきますので、まず医療の分における超える世帯が47世帯、支援の分にかかる超える世帯が26世帯、介護の分が12世帯となっております。それから今回介護について介護の分が改正をされていないというところについては申し訳ありません。ここについてわかりません。以上です。

議 **長** 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 たしかにトータルとして85世帯の高額所得の方達に対する上限額とは言っても、やはり上限額が上がるという事は、また引っ張られて一般的な国民健康保険も上がる可能性も生じるのではないかと心配されます。よって私はこの条例に反対します。

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。

議 **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 この改正は上位法の改正にも通じたものであって、何らこういったところにも問題はないと思っておりますので賛成をいたします。

議 **長** 他に討論はありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、承認第8号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(1 1 : 4 6)

議 _____ **長** 次に日程第12、報告第1号「平成27年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 報告第1号「平成27年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」について報告をいたします。平成27年度川棚町一般会計補正予算第4回及び第5回におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費を定め翌年度に使用する事ができる経費として、ご決定、ご承認をいただいたところでありますが、平成27年度の出納閉鎖を迎え地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、その内容について議会に報告するものであります。その他詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますのでよろしく願います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは内容についてご説明します。2枚目の繰越計算書の表をご覧ください。表の左から順に繰り越した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内訳について掲げております。金額とございますのは補正予算において繰越明許費として計上した額、翌年度繰越額は実際に繰り越した額であります。金額についてはそれぞれ表に掲げた通りという事で個々の金額の読み上げは省略とさせていただきます。主な内容についてご説明いたします。

まず一つ目の自治体情報セキュリティ強化対策事業費、これは3月定例会において、第4回補正予算において繰越明許費としてご決定いただいた分であります。いわゆるマイナンバー制度に対応した情報セキュリティ対策事業であります。次に2つ目以下の5つの事業につきましては、休憩以前に専決

処分を行った補正予算第5回において第2表繰越明許費補正としてご承認をいただいたものであります。まず戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバー関連事務の事業繰越でございます。3つ目保育所運営事業費、これは民間保育所の施設整備補助。4つ目の漁村再生交付金事業費、これは三越漁港整備工事。5つ目の社会資本整備総合交付金事業費、これは町道東臨港線並びに上組西部線の歩道設置工事。最後の補助災害復旧費は、新谷郷の深谷地区道路災害復旧工事であります。以上6つの事業についていずれも繰越明許費において掲げた金額と同額の、総額2億5072万3000円を平成28年度に繰り越しを行ったものであります。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(11:50)

議 _____ **長** 次に日程第13、報告第2号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 報告第2号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」について報告をいたします。昨年10月5日午前8時40分ごろ、川棚町白石郷1789番地付近国道路上において、住民福祉課の職員が運転する公用車が追突事故を起こし、相手方の車両に損害を与え、また同乗者が負傷されたところであります。損害を受けられた方に対しましては、大変ご迷惑をおかけしたことに對しましては心からお詫びを申し上げます。この度、損害を受けられました方との示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項及び専決処分の指定に関する条例第2条第1項の規定により損害賠償の額を定め、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。損害賠償の相手方は川棚町白石郷1815番地1にお住いの時野淳美様、時野鈴江様で損害賠償額は257万4864円

であります。詳細につきましては総務課長から説明いたしますのでよろしく
お願いいたします。

議 **長** 総務課長。

総務課長 報告第2号につきまして説明をさせていただきます。町長が
報告しましたように昨年10月5日に発生いたしました交通事故において、
相手方と町との間で示談が成立いたしましたので、専決処分で損害賠償の額
を定めたものであります。具体的には専決処分書の通りでありますので処分
書を朗読して報告とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。そ
れでは次ページをお開き願います。

専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及
び町長の専決処分の指定に関する条例（平成13年条例第9号）第2条第1
号の規定により損害賠償の額を次の通り専決処分する。平成28年4月5日
専決、川棚町長。損害賠償の額を定める事について、川棚町白石郷1789
番地1付近国道205号線路上で発生した、本町職員の運転する公用車によ
る自動車事故について、下記の通り損害賠償の額を決定する。1、事故発生
日時、平成27年10月5日月曜日午前8時40分ごろ。2、事故発生場
所、川棚町白石郷1789番地1付近国道205号線路上。3、損害賠償の
相手方、川棚町白石郷1815番地、時野淳美、川棚町白石郷1815番
地、時野鈴江。4、事故の概要、平成27年10月5日月曜日午前8時40
分ごろ、川棚町白石郷1789番地1付近国道205号線路上において、右
折待ちの為停止していた時野淳美氏が運転する同氏所有の軽自動車に対し、
本町所有の軽自動車を住民福祉課職員が運転中、脇見運転を原因として後方
から追突し、時野淳美氏が所有する軽自動車に損害を与え、同乗していた時
野鈴江氏が負傷したもの。5、損害賠償額、257万4864円。以上の通
りであります。この事故に関しては事故の相手方である時野淳美氏及び時
野鈴江氏と町との間で今年4月5日に示談が成立いたしましたので、同月7
日に全ての支払いを済ませております。またこの賠償金につきましては、全
額が財団法人全国自治協会の損害賠償保険の対象となっておりますことを付
け加え報告とさせていただきます。以上で報告を終わります。よろしくお願
いをいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 金額の250万あまりというのは自動車の修理と負傷者の方の治療費の合計だとしても結構大きな金額のように思われますので、その事故の状況は即ち自動車が全壊するような事故だったのかどうかという、その事故の程度はどのような事であったのかという事と、それからもしそういう大きな事故を脇見運転が原因だとすれば、かなり責任があると思われるので、職員に対する処分はどのようになされたのかという点をお聞きします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 田口議員からのご質問がありましたけれども、ご質問の通り車両と人身事故であります。車両につきましては22万1000円程度の修繕費で済んでおります。残りの分が治療費となっております。治療費につきましては事故当日から1週間入院治療、その後2月末日まで通院治療という事で病院に通われております。約3ヶ月治療の期間を有しております。

それから脇見運転であるので、処分はどうしたのかという事ではありますが、これにつきましては本町においては懲戒処分の基準を設けておりますので、その基準に照らし合わせて当人に対しては処分を行っているところでございます。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 事故の概要から見れば軽自動車に損害を与え、同乗していた時野鈴江さんが負傷したものという事で時野淳美さんには怪我はなかったのか。

それからかなりのお怪我をされていますので、後で後遺症が出た場合の対応はどうされるのか。

それから私は職員の方の処分よりも、この大きい事故を起こした職員の健康状態はどうなのか。お尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 久保田議員のご質問にお答えします。運転をされておりました時野淳美氏でございますけれども、ご主人の方に怪我はまったくございませんでした。

それからもう1点のこの事故で後遺症が生じた場合という事ではありますが、これについては示談書の中で以降の事については示談書で交わして

おります。内容としましてはこの交通事故の相当因果関係に起因する後遺症が発生し、かつ医師の証明がなされ、町側の自賠責保険で後遺障害等級が認定された場合には、双方協議をするという事で示談を交わしております。

事故を起こした職員の健康状態でございますけれども、特に現在のところ変わるところはございません。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 この原因が職員の脇見運転という事で発生しておりますけど、また起こるとも限りませんが、職員の交通安全教育は、その後この事故があった後どういうふうになされたのかお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 堀田議員の質問にお答えします。この事故が昨年10月5日でございます、この日以降に開催をいたしました課長会等であつた事故があつたとの報告と、それから車の運転には注意するよふにという事で職制を通じて職員には通知をいたしております。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 この事故があつた付近には、年間に約15、16件の事故があつてるところです。それで2度とこのよふな事故が起こらないよふに、道路管理者に対して交通安全対策などを強く求めていかなければならないと私は考えますが、町としてはその点どのよふにお考えをもつておられるのか、お尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えいたします。まず議案に対しての質問であるかと考えた時にかげ離れているよふにも思いますが、議員の質問の主旨も十分分かりますので私の方からお答えします。今回の事故は職員が朝早く出勤途中で動物の死骸を路上で発見しまして、役場に出勤してから早く動物の死骸を取り除こうと軽トラックに乗つて、ここら辺に死骸があつたなということで、路側を見ながら運転しておつて、前方に右折車がおつた事を見逃して追突をしてしまったという事故であります。職員は早く処理をしたいという思いの中で行動をしたわけですが、結果的にはそういった事故につながつたという事でございます。そういった中でそういう状況があつても他人様に迷惑をかけたという事については、しっかりと私といたしましても懲戒処分をしなければ

ばという事で先程総務課長が言ったように処分をいたしたところであり
ます。そして他の全職員にもその事については喚起を促しております。

そこで今小田議員から当該個所は日頃から交通事故が多いと総代の立場と
しても町に対して要望等、あるいは警察に対しても直接要望などがされてお
ります。そして町といたしましても何かいい方法がないかこれまでも警察や
公安委員会に要望をしてきたところでもありますけど、現状では中々実現に
至ってないという事で、これからも引き続きそういった要望活動はしてまい
りたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり報告済みといたしま
す。

ここでしばらく休憩といたします。

(1 2 : 0 7)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第 1 4、議案第 2 6 号「平成 2 8 年度川棚町一般会計補正予算
(第 1 回)」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 議案第 2 6 号「平成 2 8 年度川棚町一般会計補正予算 (第 1
回)」について、提案理由をご説明いたします。今回の補正といたしまして
は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4 7 4 万 2 千円を追加し、歳
入歳出予算の総額を 6 0 億 5 6 7 4 万 2 千円にしようとするものでありま
す。

今回の補正の主なものといたしましては、4 月 1 4 日に発生した熊本地震
に対応した熊本地震支援事業費の追加、地方創生加速化交付金を活用して取
り組むものとして計画し、平成 2 7 年度一般会計補正予算において追加した
川棚活性化プロジェクト事業、並びに川棚で働くプロジェクト事業につい
て、これらが地方創生加速化交付金として事業不採択となったことから、そ

の中の一部の事業について平成28年度において取り組むための事業費の追加、民生費における民間保育所施設整備費補助の追加、並びに保育所等事務効率化推進事業補助の新設による保育所運営事業費の増額、農林水産事業費における漁村再生交付金事業の増額、教育費におけるアスベスト対策、宝くじ文化講演事業の決定に伴う増額などであり、その他当初予算編成後の事情変更に対応する為必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは内容について事項別明細書の歳出からご説明いたします。15ページ、16ページをお開き下さい。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費、説明欄にありますように庁舎管理費におきまして備品購入費87万円を追加しております。こちらは庁舎に設置する防犯カメラ、デジタルレコーダー等の備品購入に要する経費であります。次に11目諸費、熊本地震支援事業費として135万円を計上しております。これにつきましては派遣職員の時間外勤務手当、そして旅費、必要な消耗品、そして操出金につきましては、本町水道課が4月から5月にかけて益城町において給水支援活動を行っております。それに要した費用について水道事業会計へ繰り出すものであります。次に21目移住定住促進事業費であります。これにつきましては町長の提案説明にございましたように、27年度一般会計補正予算（第4回）において追加した川棚で働くプロジェクト（定住促進事業費）これが不採択となりましたので、27年度予算その分減額としております。その中の一部必要な事業につきまして今回追加して行うものでございます。まず移住定住促進事業費であります。こちらにつきましては移住定住について長崎県において発足した長崎移住サポートセンター、こちらの方が東京に事務所を構えたほか、合同での移住説明会を行います。それに参加するための旅費、そうした場所あるいは移住定住に向けて活用するガイドブックの作成並びにホームページの作成の委託料、そして役務費、需用費を計上したものであります。次に若者定住促進事業費、こちらは旧白石保育所跡地の若者向け宅地分譲に必要な経費を今回追加をしております。内容としましては需用費においては宅地分譲等に必要な案内板の

作成等、そして役務費、宅地分譲のための広告費、そして地質調査委託料、そして水道管敷設工事の為の工事負担金となっております。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目障害者福祉費であります。こちらは障害者の一時保護措置を要する事案が発生しましたので、それに対応する為の委託料を今回追加をしております。2項児童福祉費1目児童福祉総務費、説明欄にあります保育所運営事業費であります。これは大きく分けて2つの追加を行っております。まず一つが民間保育所施設整備費の増額であります。これが531万4千円、これにつきましては当初予算ですでに計上してはありますが、その後補助単価の増額があっており、さらに既設施設の解体工事、これも補助対象となったということから531万4千円の補助費の追加を行っております。もう一つが新規の補助事業が新たに生じております。これは保育所等業務効率化推進事業という補助でありまして、各保育園、認定こども園における保育業務支援システムを導入する場合、定額補助の100万円を措置するもので、現在3つの園から応募の見込みがあります。もう一つ事故防止ビデオカメラの設置、これも定額で10万円の補助であります。1園応募の見込みがあるということで、合わせて310万円の計上を行っております。この310万円のうち県が4分の3の負担をするということであり、これは歳入においてご説明いたします。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。3項3目漁港建設費の中の漁村再生交付金事業費であります。まず13節委託料であります。なまこ種苗放流につきまして当初予算に対しまして増額割り当ての決定が生じております。その分の50万円、そして公有水面片島岸壁工事に係る公有水面埋め立ての申請事務が必要となっております。これにかかる公有水面埋め立て申請図書の作成業務の委託料が生じております97万2千円でございます。そして一つ、三越物揚場及び片島岸壁の工事に伴い補償等の対応が必要となったことから、補償のための建物事前調査1638万円、合わせまして1785万2千円の追加を行ったものであります。そして次に15節工事請負費であります。これにつきましては三越物揚場整備工事、これが内示により事業の内示があったということで必要な工事費を今回計上しております。次に19節で

あります。こちらにつきましては三越漁港整備工事について事業繰越で行っておりますが、4月7日の暴風雨によりまして堤防の先端部分が沖方向に傾く被害が生じております。それを復旧するための経費について工事請負契約書の規定に基づき、町の負担分を今回計上しているものであります。次のページに移ります。

7款商工費であります。1項2目商工業振興費であります。これも27年度補正予算で不採択になった、川棚活性化プロジェクト事業の中で計画しておりましたまちバル運営補助金、これを28年度も取り組むということで19節に計上したものであります。次の3目観光費として65万の追加であります。これもプロジェクト事業において予定していたものの不採択となりましたので、今回あげております。旅費につきましてはオリンピック、パラリンピックの競技合宿の誘致に要する旅費でございます。そして19節50万円につきましてはスポーツ合宿誘致のための補助金を追加を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。これは財源内訳の補正であります。非常備消防費に対しまして県の補助金が決定しておりますので、それを充当したものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。2項小学校費の1目学校管理費その中の説明欄にありますように川棚小学校施設改良費、こちらで90万計上しています。これは15節の工事請負費であります。これにつきましては川棚小学校敷地内の旧学校給食センターの1階倉庫の配管周りに施工された保温剤、その中にアスベスト含有の恐れがあるとして最終分析調査を行ってりましたが、その結果がアスベストの含有が確認されましたので、その撤去に要する工事費を計上したものであります。次に小串小学校管理費であります。小串小学校におきましては特別支援教室、通級教室の新たな設置が生じております。これに伴いまして教員数の増があつておりまして、パソコンリース料の増額等を計上したものでございます。それと18節の教員の増に伴う机、椅子等の備品購入を計上しております。次に学校教材等充実事業費であります。これは11節需用費に対応するものであります。これにつきましては今年度中学校教科書改訂に伴う教師用指導書の購入を要してりましたが、当初予算におきまして小学校費に計上しておりましたので、今回3項の中学校費に組

み替えを行ったことによる減額であります。次の3項中学校費においては組み替えにより川棚中学校管理費において組み替えたというものです。千円の相違は端数処理による相違であります。次に5項1目社会教育総務費であります。町自主文化事業費におきまして宝くじ文化講演事業が決定をいたしました。内容につきましては三味線プレイヤー上妻宏光さんのコンサートの開催決定であります。この開催に要する出演者の招聘費については宝くじ文化講演事業ということで、一般財団法人自治総合センターが負担をいたしまして、それ以外の経費について事業収入に見合う中で必要とする予算を計上したものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。これは歳出歳入の見合いにより調整をおこなったものであります。続きまして歳入について説明いたします。8ページに移ります。7ページ8ページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。2項1目民生費国庫補助金であります。説明欄の保育所等整備交付金であります。これは歳出の折に説明しました民間保育所建て替えの施設整備の補助に関する補助金であります。次の保育対策総合支援事業費補助金、こちらが業務効率化等の国の補助金で310万円の4分の3となっております。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。2項5目農林水産業費県補助金であります。漁村再生交付金事業費補助金、先ほど申し上げました三越漁港の整備等に関する県の補助金の増額であります。次に9目消防費補助金であります。説明欄にありますように消防団充実強化促進事業費補助金、これの7万5千円交付決定があつておりまして、非常備消防費に充当を行っております。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入であります。まず、定住促進支援事業助成金であります。これは歳出の折に説明しました移住定住促進事業150万円のうちの3分の2、これが長崎県市町村振興協会から助成が受けられるということで、150万円の3分の2の100万円を今回計上したものであります。次に宝くじ文化講演事業収入65万円、これは先ほど社会教育費の方で説明しました宝くじ文化講演事業の決定に伴う事業収入、チケット販売収入を計上したものであります。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項3目農林水産債、漁村再生交付金事業債、こ

ちら歳出の折り説明した漁村再生交付金事業の追加に伴う町債の増額であります。以上が歳入についての説明であります。

続きまして第2表地方債補正についてご説明いたします。3ページをお開き願います。第2表地方債補正であります。今回変更が生じておりますのが、先ほど20款町債において説明しました漁村再生交付金事業費でございます。1980万円の追加を行ってございまして補正後の限度額の総額が4億4520万円となるものでございます。以上が平成28年度一般会計補正予算（第1回）の内容であります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 26ページの教育費の中で小学校の分を中学校に振り替えたということですが、説明欄の名称が管理費となつとるけど、同じような事をされるのであれば同じ名称でなくてよかったのかお聞きしたいのが1点です。

もう一つはその下の町自主文化事業費、この中で宝くじの分でなんか採択になってされるということですが、その他の事業そのものの費用は予算に補正にはあがらなくて、チケット販売収入その分だけが計上で、事業自体の説明をお聞きしたいと思います。

教 育 次 長 福田議員の質問にお答えしたいと思います。まず、小学校費、説明の10の学校教材充当事業費の157万8千円が川棚中学校の管理費ということで今回計上しております。学校教材等の充実事業費というのが学校の教科書が変わったときに、その指導書とか先生たちの教科書を準備するというので計上を昨年小学校が変わった時にやっております。今回誤ってそのまま小学校に当初予算計上をしております、それを今回川棚中学校費に項が違いますのでそこに計上したということですが、同じ事業の細目ではなくてですね、実際すぐに使う予定が、授業も4月から始まっておりますのでその教科書等、指導書については4月から購入をする予定がありましたので、さしあたり中学校にある事業費の中から支出をさせていただきました。その分を手当てするというので今回管理費を増額したということになります。以上です。

それから宝くじ文化事業費なんですけど、この事業は基本的には招聘事業、演者とかそういった方を招聘する事業につきましては、すべて自治総合センターの方が手立てをするという事になります。収入の半分をですね、チケット販売の半分を自治総合センターの方にやって、その半分を町が招聘するための広告費とかそういったやつに使いますよということになっております。今回1000名程度の80%ぐらいの観客の動員を見込むということで全体で800人の集客を見込んであります。その金額が全体で130万円程度、高校生等を入れてなるかと思えます。今予定しているのは入場料を2000円、高校生以下につきましては1000円ということにしておりますが、その分で65万程度が町の収入にあってその中から広告費とか、ケータリング費とかそういった費用を出すということで今回その分だけの計上をしております。以上です。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。16ページですね庁舎管理費の中の87万が防犯カメラ設置費ということで伺いましたけど、その防犯カメラは庁舎のどこに付けるのか、あるいはたぶん前ちょっとした事件がありましたので、そういった中で外を見るためだけの防犯カメラを付けるのか、庁舎内に付けるのかですね、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 堀田議員の質問にお答えをいたします。87万円を計上いたしておりますけれども、ちょっと触れられましたけれども4月には役場前で事件がございました。それから役場の休みの時、このときには庁務員が1人で庁舎全体を管理しているという状況、それから最近窓口に来られる方のクレームが多かったり、こういったことが見受けられます。そういったことを踏まえまして今回、防犯カメラを設置しようという運びになりました。防犯カメラにつきましては4台を予定をしております、まず玄関に駐車場が撮れるようにまず1台、それから本館通路に2台、それから本館と別館の通路、休務の時にお客さんが通られるところがございます、そこで1台ということで計4台を設置しようという考えでございまして、この4台とも録画ができるようにという録画用のレコーダーも併せて整備しようと考えております。以上でございます。

議 長 他にございませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。16ページと関連すると思うんですが、22ページですね、先ほどから説明があってございました活性化プロジェクトに関するもので国の方で不採択となった分で、新たにあがってきた分でどういったこの効果といいますか期待されているのかお尋ねしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 まず、私からは移住定住促進事業費についてご説明いたします。先ほど提案説明の中でも申し上げましたように、県におかれましては長崎移住サポートセンターというものがあまして、長崎県下全市町村ですねこの定住化に向けては移住相談会といったものを途中東京、福岡で行うということで予定をされておまして、そういったことには本町としては取り組まないということは避けられないということで、考えております。また、この移住定住に関しましてその活動を行うためのパンフレット、そしてホームページの活用、これも現状では非常に移住を促すには非常に劣るというふうに認識しておりますので、それとまた先程申し上げましたように、この事業費のうちの3分の2が助成が受けられるということでありまして、そういったこと考えから今回計上しております。そしてやはりこの事によってですね、他市町村に負けないように移住定住についての活動取り組みを行いまして、移住定住の促進に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 16ページの若者定住促進事業でございますが、この事業につきましましては、先ほどご説明がありましたとおり白石保育所の跡地を町外の方に宅地として分譲いたしまして、そこに定住をしていただくということで、町外からの定住促進を図るというふうなことを考えているところでございます。計画としましては40才以下のご夫婦に1人以上の子どもがあられる方というふうなことで募集をかけるようにしておりますので、最終的には全部売却した場合には18人以上の定住効果が現れるというふうに考えているところでございます。

それから、22ページの方なんですが観光費の中で95万組んでいるわけなんですが、旅費の方は15万、そして負担金、補助金、交付金で50万と

ということで合計65万組んでいる訳ですが、ここにおきましてはスポーツ合宿を誘致するというふうなことで、町内の宿泊施設に町内でスポーツの合宿をしていただいて宿泊をしていただくというふうなことで、交流人口を増やしていこうというふうなことでのしたものでございます。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。久保田議員。

4 番 久保田 26ページの説明の中でアスベストの撤去ということをおっしゃられたと思いますが、その川棚小学校だけが施設改良費であがっていますが、石木とか小串とかはなかったんでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 お答えします。今回川棚小学校の施設改良費の中で90万を計上しておりますが、場所がちょうど川棚小学校に隣接している旧給食センターの1階部分に配管がずっと巡らされておりますがそこに保温材として、保温剤がまいてあるわけですが、その中にアスベストがあったということで、他の小学校についてはそのようなアスベストの使用しているところは確認しておりませんので、今回そこで見つけたというか見つかったというかで計上しております。

議 長 他に質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福 田 最初の質問に戻るんですけど、その中学校管理費の中に新しく組まれたわけですけど、これはもともと必要だったものなのか、その予算上予算が取れてなかったということなのか、先ほどの小学校の分で言えば削除しておくべきものが残っていたということですが、こちらの方は計上漏れだったのか、それとももともとできなかったのか説明をお願いします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 お答えします。今回小学校費の学校教材等の充実事業費というところに、昨年小学校の教科書改訂がありまして、その教科書改訂に伴って27年度に授業の指導書と先生たちの教科書、それから今回ICTを推進してはいますがそのICT用のデジタル教科書を計上して、昨年この学校教材等充実事業費の中で支出をしております。これについては3小学校にまたがりまうので、今回元々ここの細目と言いますか細目の方で計上していたわけですが、誤って28年度こういった項目がありましたもんですから、そこに今回

は中学校が教科書の、今年度からの分が改訂になってまして、その分を中学校の指導書、教材ですね、デジタル教科書それから学校の先生の教科書等を当然教科書が変わった関係で、また新たに準備する必要がありましたんで、それも計上する必要がありました。それを中学校費の方に本来なら計上しなければならなかったものを、誤って小学校の方に計上をしておりましたので、今回組み替えをしたということになります。以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。小谷議員。

9 番 小 谷 16ページのまた戻りますけども、川棚活性化プロジェクトの宅地の分譲などをおこなわれるということの分でいちおう予算が上がってきておりますけれども、普通、予算説明のなかでガイドブックを作ったり分譲の看板と作ったり広告費、あと地質の調査とかの経費ということで出されてますが、普通分譲などをされる場合、現地説明であったり募集をかけた後の方への説明会ですね、そういうのが行われるのがだいたいあるかと思えますけれども、そういうふうな分の予算は組めないのでしょうか。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 小谷議員のご質問にお答えします。若者宅地分譲におけるその現地説明会等を行わないかという話なんですけど、その予算はないのかという話も含めてだと思えます。たとえばこの11事業費の中にはこの若者定住促進事業費の分が1、2の2つの分が含まれているという事になります。若者定住促進事業の方につきましては、この事業費のうちの7万2千円が組まれているということになります。説明に必要な事業費や看板等を設置するという考え方でございます。ですので現地説明会の方もいたしますし、現地の方ですね、説明等を行う職員対応とかも、こちらの方も考えておりますのでそこはですね、9月以降するというふうに思っていて結構でございます。以上でございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 先ほどから質疑があります学校教材の関係ですけれども、本来中学校が今年改訂だから本来中学校に計上すべきところを小学校の方に計上したので、それを組み替えるという説明は分かりましたが、学年数で言えば中学校が3学年だし、小学校が6学年なので必ずしも同額でなくてよいのではないかと思います。結局組み替えたから同額組み替えだとし

てもですね、すでに4月に購入されているなら実績の金額がわかっているんじゃないかと思うんですけれども、要するに去年の小学校に必要なだった金額と今年中学校に必要なだった金額ていうのは、差があるのではないかと思いますけどどうでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 お答えします。まず小学校につきましては今年の方は、教材費、指導書それからデジタル教科書等の購入は昨年しておりますので必要がないということです。ですからその分を誤って小学校費に計上しておりますので、要は中学校の分の必要な予算がありませんでした。ないということになります。そのまますべてを小学校に計上しておりましたので、そのままそれを中学校の計上したということ。はい。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 その説明は分かった訳ですし、4月にその費用は使っちゃってるんですけれども、要するに生徒数からすれば6学年と3学年だから費用が違うんじゃないですかと、中学校のほうが安くて済んでるんじゃないですかというふうなことを聞いとるわけです。

議 長 町長。

町 長 今田口議員から質問があっている事に関してと先ほど福田議員から質問があった件についても、答弁が十分ではありませんでしたので、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、学校教材充実事業につきましては、小学校については昨年度で終了いたしております。今年度は川棚中学校で学校教材等充実事業を実施すべきであります。ところがその予算を間違って小学校費に計上しておったわけでございます。そして年度が始まりましてこの中学校では学校充実事業がすぐスタートいたしまして、すでに川棚中学校管理費から執行いたしております。したがって、必要な事業費の157万7千円を川棚中学校費に計上したわけでありまして、そこで当然川棚中学校費においては学校教材等充実事業費として計上すべきところではあります。川棚中学校費では学校管理費の中にその事業も含まれておりますので、この学校管理費を増額したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 他に質疑ありませんか。よろしいですね。田口議員。

2 番 田 口 3回目ですが、今町長からすでに執行したと答弁がありましたので、私が聞いているのはですね、去年の小学校で執行した額と今年中学校で執行した額とは金額が違うじゃないですかと、ここを組み替えることがおかしいと言っているんじゃないじゃなくて実際に執行した金額は、差があったんじゃないんですかということを知っている訳です。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 この157万につきましては、去年の小学校のこの事業で支出しているのは820万程度になります。これは3小学校になりますので、今回もともと中学校費であげなくてはならなかったその分を積算して見積もらった分を、そのまま誤って28年の分をそのまま誤って小学校費にあげたということです。以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしを認めます。したがって議案第26号平成28年度川棚町一般会計補正予算（第1回）は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程第 1 5 議案第 2 7 号「平成 2 8 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第 2 7 号「平成 2 8 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」について提案理由をご説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 9 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 億 1 1 4 0 万 8 千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきましてご説明いたします。予算書の 8 ページ、9 ページをお開き下さい。歳出からご説明いたします。

1 款総務費 1 項 1 目総務管理費につきましては、国保の広域化に向けた国保事業費納付金等算定標準システムへ対応するため、電算システムを改修するための金額を計上しております。次に歳入を説明いたします。1 ページ前のページにお戻り下さい。

3 款国庫支出金 2 項 2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました電算システム改修にかかる国庫補助金となり補助率は 1 0 分の 1 0 となります。以上で説明を終わりますがご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3 番三岳です。今課長の説明で広域化の話が出たんですね。これはまだ具体的にはいつというのは国の方から示されていないのでしょうか。もうはっきり 3 0 年というのがでていのかどうかですね、確認をしたいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 三岳議員のご質問にお答えいたします。今国で言われているのは昨年度からも言っていますとおり、平成 3 0 年からの広域化ということ

で準備が進められているところです。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。質疑なしと認めこれで質疑を終わります。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 私はこの国が進める国民健康保険の広域化は反対です。今保険者が滞納者とかそのいろんな国保の世帯の状況がよくつかめる状況あると思います。だけでもこの広域化されればそういうところが見落とされがちになり、いろんな状況を抱えている国保世帯のいろんな問題をつかみとるのが難しいのではないかと思います。よって私はこの議案は反対します。

議 長 次に賛成者の発言を許します。

議 長 ありませんか。はい。反対者もありませんね。はい。

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長 起立多数です。したがって、議案第27号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：49）

議 長 次に日程第16議案第28号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第28号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」について提案の理由を申し上げます。今回取得しようとする消防ポンプ自動車は、川棚町消防団第6分団白石支隊に配備するものであります。現在の白石支隊の消防ポンプ自動車は平成5年10月に配備したもので、分団員の定

期点検により長年にわたり使用してきましたが、取得から23年目となり経年による真空ポンプの劣化が進んでいるところであります。そこで現在の消防ポンプ自動車は故障修繕が相次ぐなど、緊急の際に対応できなくなる状況になることが予想され、買い換えが必要であるとの判断から消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は消防ポンプ自動車CD1型購入です。契約の方法は財務規則第82条第2項の規定による随意契約であります。契約金額は1348万5970円で契約の相手方は諫早市白岩町12番地2の株式会社ユタカ防災サービス代表取締役津浪勉で、6月3日に仮契約を締結いたしております。このあと総務課長が詳細説明をいたしますのでご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは議案第28号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」について説明をさせていただきます。1ページおめくりいただきたいと思っております。消防ポンプ自動車CD1型の見積仕様書になります。まず、CD1型を説明をいたします。これはキャビン型いわゆるボンネットがないタイプでありまして、座席が2列形式の車両でございます。この型のポンプ車は各分団に配備しております消防ポンプ車両と同等の車両となります。

まず第1章でございますけれども、ここでは納入先、納入台数、納入期限を示しております。納入先は先ほど町長が申しましたように消防団第6分団白石支隊とし、台数は1台、納入期限を11月30日とこのようにいたしております。

第2章では車種及びポンプの性能を示しているものでございます。（1）では車の性能を示しております。主なものあげますと、アの形式ではメーカー公表の最新型であること、次にイ、4輪駆動車であること、そして少し飛ばしまして、カでは乗車定員が10名であることを示しております。少し飛びまして（2）でございます。これはポンプの性能を示しております。消防検定を受けたA2級以上のポンプ性能を有する製品といたしております。アからオまではポンプのメーカーを記載をいたしております。

A2級の説明をさせていただきますが、A2級とは1分間に放水できる量を示しているものでありまして、規格放水性能において1分間に2トン以上を

放水できるポンプとこのようにいたしております。

次に（３）でございますが、取付品、付属品を示しております、次のページにその取付品と付属品を記載をいたしているものでございます。そして表の一番下の方に既存品の取り付けといたしまして、町の備品であります。車載用の無線機と手持ちの４０ミリ管鎗を２本、そして投光機３脚、それと発電機類を装備することといたしております。

次のページが見積結果の一覧表でございます、５社の見積合わせを行い低額でありました株式会社ユタカ防災サービスと６月３日に仮契約を締結しているところでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願いをいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 お尋ねいたします。過去の分を全て調べたという事ではないんですが、見積の金額がですね１３００万ちょっとが落札というか、一番安かったという事になってますが、過去の消防自動車の購入の金額がたぶん、だいたいのところですけど１２００万前後ぐらいじゃなかったのかなというふうに思いますが、それよりも更に１０００万以上の金額が増えていると思うんですけど、すいません１００万以上ですね。そこらへんなんか金額の特別なものがあるのかどうかいうことでちょっとお尋ねしたいんですが。

それともう一つ意味が分からないのでお尋ねしたいのですが、仕様書の真ん中辺、第２章のセのところ、その他のところでヘッドライトはH I Dにすることとなっておりますが、このH I Dというのはどういう事なのか説明をお願いしたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 まず、見積りのとこだと思いますけれども、前回納入したところが平成２６年でございます。その時と比較いたしまして、約５０万円ほど高くなっているようでございます。これについては車両価格の高騰ということのようでございます。

そして仕様書の中のセのところですね、その他H I D、これは私もよく詳しくは知らんとですけどもH I Dというライトがあるということでございます。

ます。申し訳ございません、電源のところ、非常に詳しくありませんので、こういったライトがあるようでございますので、白っぽいライトのようでございます。説明するには本物のなかぎんちょっとしにくいんですけれども、説明はこれくらいにさせていただきたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

議 _____ **長** これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。ありませんね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

議 _____ **長** これから議案第28号「財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第28号財産の取得（消防ポンプ自動車購入の件）は可決されました。

(14:00)

議 _____ **長** 以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:00)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 初 手 安 幸

会 議 録 署 名 議 員 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 田 口 一 信